

公益財団法人アジア成長研究所研究費の管理運営にかかる
誓約書の提出に関する要綱

平成 26 年 10 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人アジア成長研究所における研究費の取扱及び不正防止に関する誓約書について必要な事項を定めるものとする。

(提出時期)

第 2 条 誓約書は当研究所が提出を求める時期に提出するものとする。

(誓約書の提出要請及び管理監督)

第 3 条 事務局長は、研究費の取扱及び不正防止に係る当研究所構成員・研究分担者等及び事業者等に誓約書の提出をもとめるとともに提出状況を管理する。

(誓約書の様式)

第 4 条 本要綱に定める誓約書は以下のとおりとする。

(1) 別紙「様式 1」

(2) 様式 1 を提出する者は、以下のとおりとする。

- ①アジア成長研究所に所属する研究者
- ②事務局職員
- ③研究支援人材（研究補助員、アルバイトなど）

(3) 別紙「様式 2」

(4) 様式 2 を提出する者は、以下のとおりとする。

- ①人材派遣会社
- ②1 回の取引金額が税込 10 万円を超える取引を行う事業者
- ③1 会計年度の取引が税込 100 万円を超える取引を行う事業者
- ④そのほか、事務局長が必要と認める者

(経過措置)

第 5 条 本要綱は平成 26 年 10 月 1 日より施行する。ただし、様式 2 については、平成 27 年 3 月 31 日までは、試行とする。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

(様式1)

誓約書

公益財団法人アジア成長研究所

理事長 八田 達夫 様

私は、研究費の交付申請または採択にあたり、以下の事項を守ることを誓約いたします。なお、本誓約に違反した場合には、アジア成長研究所や研究費交付元機関等から処分を受けること、および法的な責任を負うことを承知しております。

【誓約者区分】

(区 分)

- アジア成長研究所研究者
- 事務局職員
- 研究支援人材（研究補助員、アルバイトなど）

【誓約事項】

- 公益財団法人アジア成長研究所における公的研究費の不正防止に関する基本方針等の所内規程及び文部科学省の示した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に述べられた精神に則り、「公益財団法人アジア成長研究所における公的研究費取扱規程」（令和3年10月1日規程第26号）および当該研究費の使用規則等を遵守して、交付された研究費を適正に使用すること。
- 不正行為を行わない、もしくは不正行為に関与しないこと。
- 不正行為を目撃、もしくは加担を持ちかけられたときは、告発窓口へ届け出ること。

令和 年 月 日

氏 名： _____
(自 署)

(注意)日付は記入日を記入してください。

研究費交付元機関より、誓約書それに類する確認書等の提出が義務付けられている場合も併せて提出ください。

【事務局取扱記入欄】

誓約書提出日	令和 年 月 日	科研費担当者受理日	令和 年 月 日
備考			

(様式 2)

誓約書

公益財団法人アジア成長研究所

理事長 八田 達夫 様

私は、研究費の交付申請または採択にあたり、以下の事項を守ることを誓約いたします。なお、本誓約に違反した場合には、アジア成長研究所や研究費交付元機関等から処分を受けること、および法的な責任を負うことを承知しております。

【誓約者】

住 所

会社名

代表者

(印)

【誓約事項】

- 1 公益財団法人アジア成長研究所における公的研究費の不正防止に関する基本方針等の所内規程及び文部科学省の示した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に述べられた精神に則り、「公益財団法人アジア成長研究所における公的研究費取扱規程」（令和3年10月1日規程第26号）および当該研究費の使用規則等を遵守して、交付された研究費を適正に使用すること。
- 2 不正行為を行わない、もしくは不正行為に関与しないこと。
- 3 不正行為を目撃、もしくは加担を持ちかけられたときは、通報窓口へ届け出ること。
- 4 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出当の要請に協力すること。
- 5 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。

令和 年 月 日

担当者氏名 _____

(自 署)

(注意)日付は記入日を記入してください。

研究費交付元機関より、誓約書それに類する確認書等の提出が義務付けられている場合も併せて提出ください。

【事務局取扱記入欄】

誓約書提出日	令和 年 月 日	科研費担当者受理日	令和 年 月 日
備 考			